

## 第4回宇都宮市水道料金等審議会 議事録

### 日 時

平成18年12月22日（金） 午後2時～午後3時15分

### 会 場

宇都宮市上下水道局 5階大会議室

### 出席者

- ・ 委 員：石井晴夫会長，佐々木英明職務代理者，阿部将樹委員，乙貫良典委員，金枝右子委員，蕪木信一委員，神野俊彦委員，菊地久美子委員，菊地文子委員，櫛淵澄江委員，田村宏志委員，永沼憲雄委員，安場和子委員
- ・ 市 側：上下水道事業管理者，経営担当次長，技術担当次長，経営企画課長，経営企画課経営担当主幹，企業総務課長，サービスセンター所長，工事受付センター所長，配水管理センター所長，水道建設課長，下水道建設課長，下水道施設管理課長，技術監理室長，事務局職員

### 傍聴者数

3 名

### 会議経過

#### 1 開 会

#### 2 審 議

##### (1) 議事録の公開内容について

事務局から，各委員に事前に内容を確認したうえで配付資料のとおり議事録を作成したことを説明。

会 長：すでに委員の皆様は，事務局から送付された議事録において発言内容を確認済みだと思うが，原案どおりでよろしいか。

全 員：異議なし。

会 長：それでは，事務局において原案どおり公開手続を進めていただきたい。

##### (2) 水道料金制度見直しについて

事務局から，《【資料2】水道料金制度の見直しについて》のうち，「1 これまでの水道料金等審議会の内容整理」から「3 口座振替割引制度（案）について」まで説明。

会 長：県の企業局で用水供給事業を行っているが，これは県の企業局が鬼怒川から取水して浄水し，宇都宮市，真岡市，高根沢町，芳賀中部上水道企業団の2市1町1企業団に対して水道水の卸売りをを行っているものである。この単価が来年4月から111円16銭に引き下げられるということである。この軽減される経費が年間で約3億円になる。これを今回の水道料金制度

見直しの原資にしたいということである。

A 委員： 参考までに平成14年の受水単価の引き下げの際はどれくらい経費が軽減されたのか。

事務局： 本市の軽減経費は約2億円となった。前回はその2億円を原資にマイナス1.82%の料金改定を実施した。

B 委員： 前回は一律1.82%の引き下げを実施したということであるが、今回は制度見直しの原資にするということではわかりづらいが、実際3億円をどのように使うのか。

事務局： これまでこの審議会で議論いただいた論点として、基本水量制を引き下げる、口座振替割引制度を実施するということがあるが、一定のサービスを提供するには一定の経費が必要であり、収入減ともなることから、それらのすべてのものに対して原資にしたいということである。

会長： 基本水量については、前回の会議でいくつかのパターンのシミュレーションをお願いしておりこの後出てくると思うが、口座振替割引制度について設定をしないと全体的な見直しが固まらないであろう。事務局から2つの案を提案してもらっているが、どちらか決めたいと思う。コンビニ納付利用者との費用負担の公平化からみればA案が妥当だとも思うが。

C 委員： 私もA案でいいと思う。2か月に1度の引き落としで50円、年間で300円ということであるから「こういった割引制度を導入してくれたんだな。」と市民に実感してもらえないのではないか。企業規模が違うのだから東京都やNHKにあえて合わせる必要はない。

会長： それでは、審議会として口座振替割引制度を導入し、割引額は月25円とするという方向でよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは引き続き事務局からの説明をお願いします。

事務局から、《【資料2】水道料金制度の見直しについて》のうち、「4 新しい料金体系（案）」について説明。

会長： A案は日本水道協会が作成したものであるが、使えば使うほど引き下げ率が高くなるというものであり、13mm口径で100m<sup>3</sup>使用した場合をみると約17%も引き下げとなり、水道水を多く使う人は多くのメリットを享受することとなるが、この審議会で議論してきた節水努力が報われない独居老人世帯や単身世帯など少量しか使用しない人たちは逆に値上げになってしまい、審議会で議論してきた意図と掛け離れてしまうと思われる。

B案も日本水道協会が作成したものであるが、基本料金が大幅に値下げとなるが、13mm口径において従量料金が値上げになってしまう。

上下水道局でA・B案を基に口座振替割引制度を導入し、バランスを考慮して作成したのがC案であり、まんべんなく値下げとなっている。改定率はいずれもマイナス3.19%である。

C 委員： B案の13mm口径が値上げになるということであるが、ここにC案のよ

うに口座振替割引を導入すると実質的に値下げになると思うが。

事務局： A・B案については日本水道協会が作成したものであり、口座振替割引を考慮せずに料金だけでマイナス3.19%引き下げしているので、3億円を原資とすると、この料金に25円分の値上げをして、口座振替割引で25円引くということになり、結果として13mm口径の値上げは変わらないものである。

D委員： 市民は新聞などで受水費が引き下げられたのを知っているので、C案で全体を下げたほうが理解を得やすいと思う。ただ、13mm口径の10m<sup>3</sup>のところをみると、口座振替割引がないとマイナス5円にしかならないためメリットが少ないのではないかと思う。

事務局： 13mm口径については中核市の中でも非常に安く設定しており、全体的な引き下げを行なうとなると、どうしても引き下げ幅は小さくなってしまふ。全体的なバランスを考慮した結果となっている。

会長： それではいろいろな意見が出たが、小口径の顧客の節水努力に報いるという趣旨や今後の高齢化・核家族化なども考慮して、『審議会としてC案の方向で意見の合致をした』ということによろしいか。

全 員： 異議なし。

会 長： 正式決定は最後にまとめて行うこととする。それでは引き続き事務局からの説明をお願いします。

事務局から、《【資料2】水道料金制度の見直しについて》のうち、「5 個別需給給水契約制度（案）について」説明。

C委員： この制度は宇都宮市上下水道局にとってどのようなメリットがあるのか見えてこない。企業にとってもこの基準だとそれほどメリットがあるとも思えない。というのは基準水量が過去最大使用水量だということである。これが過去最大使用水量の9割とか8割5分を基本水量とするのであればそれなりにメリットがあると思うが。その場合は基準水量を超えて使用した水量の従量単価を69円/m<sup>3</sup>まで下げる必要はないであろう。

それと、適用条件を2か月で6,000m<sup>3</sup>以上、1年間で36,000m<sup>3</sup>以上とした根拠をお聞かせ願いたい。

また、基準水量を超えて使用した水量の従量単価を69円/m<sup>3</sup>とした根拠もあわせてお聞かせ願いたい。

事務局： 大口利用者のメリットについてであるが、先程C案の方向性を示していただいたところであるが、3,000m<sup>3</sup>使用する場合で試算すると最高従量単価が現行の331円80銭から323円40銭になり約8円下がっており年間30万円ほど値下げになる。ここで大口利用者にも一定の値下げ幅を確保している。今回の案は一般家庭や大口利用者すべてに対し料金改定を実施し、料金体系を確定し、さらに料金を改定する前提を超えて使う利用者に対し割引を実施しようとするものである。今まで従量単価が高いため使用水量を控えざるを得なかった大口利用者が使いやすい環境になるのではないか

と思う。

次に、適用条件を2か月で6,000m<sup>3</sup>以上、1年間で36,000m<sup>3</sup>以上とした根拠であるが、現在地下水ビジネスにおいては、設置業者が地下水を汲み上げ浄水するシステムを設置し、装置のリース代をとるシステムが主流であるが、水道料金からリース代にしたほうが割安になる損益分岐点を水量で算出すると3,000m<sup>3</sup>ほどとなることから、適用要件は1か月3,000m<sup>3</sup>を基準としたものである。

次に、基準水量を超えて使用した水量の従量単価を69円/m<sup>3</sup>とした根拠であるが、お手元資料の日本水道協会による経営診断中間報告の11ページに記載してあるが、従量料金に配分された固定費の配賦のうち、維持管理費51円42銭と資産維持費13円92銭、それと変動費の4円8銭の合計が今回の従量単価となっている。減価償却費と支払利息に関しては、現行の施設能力の範囲内で供給するため、すでにC案で示した料金体系の中で賄える経費であることから、使用した水量に応じて発生する経費のみいただくこととしたものである。

C 委員： そうすると宇都宮市上下水道局にとってのメリットは、地下水ビジネスへの転換を抑制するということか。

事務局： 委員ご指摘のとおり近年地下水ビジネスに切り替える大口利用者が見られ、対抗するために大幅な値下げを実施することも困難なことから、あらゆる手法を考えた中で今回の料金見直しと個別需給給水契約制度の導入によって大口利用者の水道離れを抑制したいと考えている。また、給水能力の範囲内であることが前提であるが、余裕があるのであれば安価に供給することで大口利用者に水道を利用しやすい環境を作ると同時に、いくらかでも収入増につながるものとする。そういった意味では宇都宮市上下水道局にとってもメリットがあると考えている。

C 委員： 最後に要望であるが、個別需給給水契約制度という名称があまりにも固いので、もう少しやわらかいネーミングにしていきたい。

事務局： 事務局としても、よりよいネーミングを検討する。

会長： それでは個別需給給水契約制度について、審議会として採用する方向でよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは今回委員の皆様の意見を踏まえて、料金改定案、また、ネーミングは検討するが個別需給給水契約制度を採用する、という方向性を審議会として見出した、ということで進めていきたいと思う。

その方向性を踏まえて市長への答申案を作成するものとし、答申の際に審議会として最終決定をする、ということとしたいがよろしいか。

全員： 異議なし。

会長： それでは、最後に次回の日程を事務局から説明願いたい。

事務局： 次回は平成19年1月23日（火）午前10時から今回同様上下水道局5階大会議室で予定している。内容については、市長に答申するにあたり

答申書を作成する必要があることから、答申書の案を提案したいと考えている。

また、第1回目の審議会でも触れたが、下水道事業において国の一般会計繰出基準が見直されたことから、見直しの概要及び見直しに伴う宇都宮市下水道事業財政への影響について簡単に説明したい。

さらに、第5回の審議結果にもよるが、現在のところ市長への答申を1月26日（金）の午後1時15分から予定している。答申の場所については上下水道局ではなく市役所本庁舎3階特別会議室を予定している。詳細は後日改めて各委員宛てに通知する。

会長： それでは、以上をもって第4回宇都宮市水道料金等審議会を閉会する。  
3 閉 会